

令和6年 第9回

# みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和6年9月11日（水曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

## みなかみ町農業委員会第9回会議議事録

- 1 開催日時 令和6年9月11日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
- 3 出席委員 17名  
1番委員 榎 洸 武 重      2番委員 近 藤 民 治      3番委員 内 海 博 光  
4番委員 林           功      5番委員 片 野 羊 二      6番委員 青 柳 健 市  
7番委員 鈴 木 保 雄      8番委員 中 島 博 恵      9番委員 須 藤 栄 寿  
10番委員 阿 部 均 司      11番委員 藤 井 好 博      12番委員 庭 野       明  
13番委員 阿 部 敏 男      15番委員 原 澤       章      16番委員 田 村 隆 司  
17番委員 高 橋 品 子      18番委員 戸 澤 奈 実 恵
- 4 欠席委員 2名  
14番委員 原 澤 幸 好      19番委員 中 島 工 里
- 5 議事録署名委員  
6番委員 青 柳 健 市      7番委員 鈴 木 保 雄
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名  
事務局長 林       義 信      書記 中 山 文 弥      書記 我 妻 園 華
- 7 会議に附した事件  
議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第31号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について  
議案第32号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）  
議案第33号 農地に該当しないことの証明願について

### 協議事項・報告事項

- (1)制限除外の農地等異動通知書について

その他

- 8 会議の成立  
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会      みなかみ町農業委員会職務代理原澤章開会を宣す。

開 会  
頭 末

議 長      会長議長となり、議事録署名委員に、6番、青柳健市委員、7番、鈴木保雄委員を指名し議事に入る。

            続いて、4、議事に入りますが、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

1 ページをお開きください。  
議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について。  
次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。  
別紙記入事件1件。  
次のページをお開きください。  
◇（議案書・番号1、朗読説明）  
以上よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。  
議案第29号の番号1番について担当委員さんからの調査報告をお願いいたします。

18番委員

18番、〇〇地区担当の戸澤です。  
農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。  
9月7日に同じ〇〇地区担当の原澤委員と譲受人の奥様立会いの下、現地調査を行いました。申請地は〇〇より東へ約150から200mのところですが、譲渡人の〇〇さんが今〇〇に住んでいるようで、耕作が困難なため、しばらく休耕地となっていました。譲受人の〇〇さんは〇〇の上の段の〇〇地区に住んでいるんですけども、その国道から入る入り口のすぐのところの住宅を購入したようで、それと、その同じ敷地内の休耕地になっているところを購入して、家庭菜園から始めて野菜作りを始めたいそうです。農地の効率的利用は機械とともに国道からの入り口も十分入りまして、問題はないと思われそうです。年間従事日数はおよそ100日で、まず耕作放棄地の土地をきれいにしてから家庭菜園を始めようです。周辺の農地利用や地域計画への許可の支障はありませんでした。そのほかに懸案事案はありませんでした。よろしくご審議のほうをお願いいたします。

議長

報告いただきました。ありがとうございました。  
皆様のほうからただいまの報告を受けてご質問あったらお願いいたします。  
（「なし」の声）  
質疑がないようなので、お諮りいたします。議案第29号の案件は許可としてよろしいでしょうか。  
（「はい」の声）  
それでは、許可と決定いたします。  
続きまして、議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

そうしましたら、3ページをお開きください。  
議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について。  
次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。  
別紙記入事件、1件。  
次のページをお開きください。  
◇（議案書・番号1、朗読説明）  
以上、よろしく願いいたします。

- 議長 事務局より説明がございました。  
これについて、担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
- 5番委員 5番、〇〇担当、片野です。よろしくお願いいたします。  
農地法第5条による調査結果についてご報告いたします。  
申込地は〇〇より約西へ250mぐらいのところですが。9月6日、現地を調査してきました。申立ての〇〇さんと〇〇さんにも確認をしていただきました。休耕地の畑、田んぼですけれども、もう使っていないため、〇〇さんからお申出があり、〇〇の関連の駐車場と、それから事務所にするという意見でございます。申し込み書、見積り計画書、その他の説明、確認、許可になり次第着工したいという意向も伺いましたので、よろしくお願いいたします。  
それから、始めるに当たって、土地がおばあちゃんの土地を〇〇さんと交換するということで、まだちょっとその許可が下りてないようなんですけれども、これから下りるのかな。その予定です。
- 事務局 補足で恐縮なんですけれども、現状、〇〇さんがお亡くなりになって、相続というところが手続上完了していない状況でございます。ただ、相続の登記に関して、法務局ですね、登記、相続人というのが〇〇さんに当たるんですけれども、相続登記に関して法務局のほうに書類は受理されておりまして、登記簿に変更の手続、所有権移転の手続は行っている最中ですが。一応代理人のほうにも確認しまして、今後、近いうちには確定も反映されるということなので、その書類を待っている状況です。それに関して、許可権者の県、利根沼田農業事務所のほうにもお話しさせてもらってまして、それが届いた段階で、それを意見書と併せて提出をするという話でありますので、大きな問題となっているという状況ではございません。  
以上です。
- 5番委員 でございますので、よろしくお願いいたします。
- 議長 ご説明ありがとうございました。  
ただいまの補足説明も含めまして、皆様のほうからご質疑があったら拳手をもちをお願いいたします。  
〇〇というか、〇〇の建設に伴う一時転用ということでございますので、公共性も含めて許可というような格好になるかと思うんですが、皆様はいかがでしょうか。  
（「はい」の声）  
それでは、ご返事いただきましたので、許可相当としてよろしいでしょうか。  
（「はい」の声）  
それでは、許可相当とさせていただきます。  
続きまして、議案第31号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、事務局よりご説明がございました。
- 事務局 そうしましたら、5ページをお開きください。  
議案第31号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請があったので、

意見の決定を求める。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1、朗読説明）

以上になります。よろしくお願いいたします。

議長

事務局より説明をいただきました。ありがとうございます。

これにつきましても担当委員さんの調査報告をお願いしているようでございますので、調査報告のほうをお願いいたします。

5番委員

5番、〇〇担当、片野です。

ちょっとこれ私が不勉強なんで、説明が聞きにくいところがあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

農地法5条による許可後の計画変更事案の調査について報告いたします。

〇〇駅より約西へ1.3kmのところですよ。そこはこの申立人、〇〇さんの土地が、1区画そっくりその土地が〇〇さんの土地なんですよ。そこそっくりですね。それから、その両方の土地もやっぱり〇〇さんの土地なんだですよ。だから、広い土地を持っている人なんで、そこは多分ちょっと計画より安かったのかなと思います。狭いところで道はそれほどよくないかなと見てきました。

9月6日に調査を行い、申し訳なかったんですけども、〇〇さんと連絡は取れなかったんですよ。申し訳なかったなと思うんですけども、代理人の方に事情を説明して、私はこれこれこういう者ですと言ってやってきました。農地とか転用の申込書と計画書、資金、ともに確認でき、許可が出たら早めに着工したいと、実行したいと思っていますということを代理人の方から申出がありました。周囲の残土に対してはほとんど農地関係がございません。住宅のど真ん中なんですよ。後ろが山という感じなので、ほとんど農地に関係がございませんので、よろしくお願いいたします。

議長

ただいまご説明いただきました。ありがとうございました。

皆さんのほうからこれにつきましてご質疑ございましたら、挙手をお願いいたします。

10番委員

10番の阿部です。

この案件につきまして、一応農地に要するに建物を建てたいということで農業委員会のほうに申請して転用を認められたわけなんですけれども、ここの転用理由のところ資金調達がうまくいかなかったということが書いてありますけれども、本来は農地を転用してまでそこに建物を建てるということは、資金調達というのが完全でなければいけないと思うんですよ。そうじゃないと転用だけしておいて、許可が出たら後で悪く言えば土地転がしじゃないけれども、ほかの人に転売をするということは本来いかなものかなということがありますので、その辺については事務局としてはどうなんでしょうかね。

（「ちょっといいですか」の声）

議長

ちょっと今のに答えたほうがいい、それとも関連質問。

(「関連です」の声)

じゃ、それを受けましょうか。

じゃ、関連でもう一つ質問を。

8番委員

8番の〇〇地区担当の中島なんですけれども、やっぱりうちのほうも結構外国籍の方が土地を買い占めているわけですよ。だから、確かに転用して買っているんですけれども、そのところがこの前、駐車場というふうになっていたんですけども、何だか訳の分からないものが置いてあったりするんで、今ちょうど同じようなことが起きているんだなと思って話を聞いていました。

以上です。

議長

じゃ、事務局、答弁をお願いいたします。

事務局

すみません、確かに阿部委員のご指摘のとおりで、土地転がしと申しますか表現に対しては確かな感覚というのは正直あるところです。ただ、実行性というところと言うと、例えば資金、資力のところと言うと、現金だったり、ご自身の持っている通帳の残高だったりとか、また融資の取りつけているというところの判断だったりとか、そういうところは基本的なところであるんですけれども、今回の案件に関しては確かに売却益というところですね。それが売られるか、売られないかという世界での部分だったと思うので、ある程度売れるということがもう契約締結されている状況だったりとか、見込みがあるとか、例えば仮登記が行われているとか、そういった部分も何かしら根拠が当時あったかという、その辺ちょっと調べきれていないので、どういった経緯で許可が下りたかというのは正直すみません、県ともちょっと確認しなきゃいけない部分なので、それに関してはちょっと一旦自分のほうも調整をさせてもらって、考え方というのを整理させてもたえたらなと思います。

ただ、やはり資力というところが1つの転用の中での基準でもあるので、それに関しては引き続きご自身のお金の残、通帳の残高だったりとか、融資が可能な状況というのは今後もそれはしっかり確認しながら許可の申請書を受理するということを行っていくので、なるべくそういったことが起きないように、事務局としても注意を払いながら、その譲受人に対してコミュニケーションとか、ちゃんとヒアリングを行いながら、許可まで至るような形を取っていくのかなというふうには思っているところです。

もう1個、中島委員の質問内容に関して、確かに現状水上地区というのが開発などが行われていると思うので、そういった部分で要は所有権が移転されるような、外国籍の方という方もいらっしゃると思うんですけれども、現状こちらで上がっている許可というところと言うと、そういった案件は特になく、しっかりした正規の転用許可を受けてからの所有権移転が行われているので、例えばそれに関して地目が宅地だったりとか、田畑ではない農地以外の地目の売買という可能性も大いにあり得ますので、それに関してはこちらとしては特に規制というのはないので、そういったことは実際問題起きているということは把握しているということで、以上です。

議長

阿部委員、それから中島委員……

はい。

10番委員 本来なら農地転用して建物を造るという申請をしたわけなんですけれども、それが断念されるということは本来は要するに計画自体を白紙に戻して、その転用をまたしないで農地に戻すというほうが本来の姿だと思うんですけれども、1回農地転用で委員会のほうで許可が出ると、その変更が多分できないということなんでしょうけれども、前にも何かそのような似た事案が、何か別荘を建てるといので転用して、それが建てられなくなって、また転売されたというような、前にもあったような気もしましたんで、だから、それができないんでしたら、やっぱり計画というものを確実な資金調達ができないような計画のものに対しては許可をしないほうがいいんじゃないかというような気がしますが

議長 いかがでしょうか、事務局。

事務局 あくまでもご自身が何かしら例えば住宅にさせてもらうんですけれども、住宅を設けたくて、ちゃんと資金調達、資力というところはしっかりした公的な、例えば銀行が出す残高証明書などを添付していただくので、それに関してはもうそれ以上、それ以下でもないというふうに思っています。ただ、やはり社会通念だったり、いろいろ何かその時々で起きてしまうことはあるので、そこは正直言うとカバーができないというのが現状として課題としてはあるということです。ただ、やはり完了ですね、こちらとしては県から許可書が上がった段階でちゃんと事業、工事が完了したかとか、進捗がどこまでいっているかというのを定期的に報告してもらおうという事務手続があるので、それに沿って確認をしておりますので、例えばまだ進捗的に完了してない、例えば家を建てるという申請したのに、報告がない人に対してはその後どうなっていますかというアプローチをかけてますんで、そういったところで少しずつちゃんと許可をしたんだから実行してくださいねという要は許可後の事後の対応というのは取っているということなので、100%それに沿って、土地転がしというのは制度的にも起きてしまうこともあると思うんですけれども、事務局としてはちゃんと事業完了をしたかとか、そういった部分は許可後はちゃんとしっかり確認を取っておりますので、なるべくそういったことが起きないように進捗確認をしているというところでございます。

以上です。

議長 阿部委員、いかがでしょうか。

10番委員 はい、分かりました。

8番委員 8番、〇〇地区の中島なんですけれども、これはちょっと聞きたいんですけれども、所管外と言われれば所管外と言われるかもしれないんですけれども、転用して、そこを駐車場にしました。資材置場にしました。その中に青線が入っていたんですよ。その青線、何か今全然分からなくなっているんですけれども、そういうのって所管外と言えは多分所管外だと思うんですけれども。

事務局 長狭物、地番がない水路の青線ということですか。

8番委員 昔田んぼだったもので、水路があるんです。だけど、その両側全部買い占めて、その後、その水路は全部のして平らになっちゃって。

事務局 現況としてはないということで。

8番委員 ないということです。ただ、そんなのでもいいのかなという。

議長 多分水路になっていると、それについて田んぼとか何かで支障があるんじゃない。地元の同意を得ているということか、それともなくてやっちゃったということか。

8番委員 多分分からなくてやっているんじゃないですか。

事務局 公図上には存在しているわけですよね。

8番委員 公図上では存在していました。去年、一昨年の話かな、ここ水路入っているからねという話はしたんだけども。

事務局 現況は水は通ってないという……

8番委員 もしかすると下抜けているかもしれない。暗渠で水通ってないかもしれないですね。大水が出ると流れるかなという、そんな雰囲気のところなんですけれども。

議長 地域整備課か。

事務局 そうなんです。昔だと青線、赤線は……

議長 事務局じゃないか。

事務局 国の管轄で。

8番委員 いや、所管外なのは何か所管外ではないかなと思ったんですけども、聞いてみました。  
以上です。

事務局 そういった関係部署との連絡のやり取りとか、上がってきたものに対して我々も現地に見に行くということをやっていますんで、公図が例えば水路があるとか、また埋められてるとか、そういうのもあるということであれば、それは所管の方とも調整して確認はしていくので、大丈夫なのかねという、転用の中にも関連法令というところが支障があるかというところの項目があるので、それに沿って確認はしてますんで。

8番委員 支障はないんですよね。

事務局      それがただ私有地化してしまうのも多分問題なのかなと思うので、今後もちよっとそこは意識しながら、そういう案件が出てきた段階で確認を取るような形でできれば。

6番委員      それは地域整備の公共物使用の申請をしてもらって、借地料を町に払ってもらおう。

議 長      そういう意見が出ているけれども、これは事務局は地域整備課につなげるか、どうするんだ。それから、これをここでおしまいにしとったら駄目だ。中島さんはどっちでつなげる。中島さんがやるのか、事務局でつなげてもらうのか、どっちか。

8番委員      農業委員がそこまでの権限ってあるんですか。

議 長      いや、そこまではないと思うな。

8番委員      だから、さっきも話したとおり、この話は所管外かもしれませんがねどもと。

議 長      じゃ、つなげないよ。事務局につなげてくれとお願いしないよ。

8番委員      そういうことですか。

議 長      だから、もしあれだったら中島さんのほうでこれをやっぱり地域整備課、管轄だったら地域整備課関連のほうにおつなげいただきたいと。言っていたいたほうがいいと思いますよ。

8番委員      ああ、そうですか。だから、そういう場合にはどうすればいいのかなという、要は水路なんか埋まっちゃっている場合……

議 長      あなたの申立てと、それから向こうの言い分と何かがあればするから、やっぱり業者立会いとかが、そういうことで話合いの場を設けて、ちゃんとしたものが出てきた状態で、じゃ、どういう判断をするかということになると思うんで、取りあえずこっちからの申立てで、ここがなっているんだけれども、青線においておいた方がいいんじゃないかいというようなので、農業委員ですから、もちろん申立て、そっちのほうにつなげてくれと言ったほうが。

8番委員      実際その青線が周りに何もありませんよ。何も無いというか、ただの青線だけで……

議 長      今、だって、図面にちゃんと載っている青線なら、それはもうしっかり大丈夫ですよ。

8番委員      ああ、そうなの。

議 長

はい。

事務局

青線は、昔明治の初期ですね。明治8年ぐらいです。地租改正で、作られた図面なんですよ。もともとはあったんだけど、それは全然使ってなければ、使ってない青線もいっぱいあるんですよ。そのことに関しては用途廃止して、個人で、地番がないんで、地番の表示登記を起こして、それから保存登記をやるんですよ。そうすれば個人でも青線を使うことができるし、持つこともできるし。でも、自分は国土調査をやっていたんですけど、家の中にある水路とかは作るんですよ、6尺幅で。それはもう今使ってなくても、それは国のもので、今は市町村に移管してあるんですけど、それは国有財産になってしまうんで、公図的には残します。

議 長

中島委員、事務局にその件は地域整備課の管轄であれば、農業委員からそういう話が出たということをつないでもらって、後日、お話をいただくと、そちらと、いかがでしょうか。

8番委員

はい。

議 長

それから、皆さんのほうからほかにございますか。

なければ俺のほうでちょっと今の阿部さんのほうからの関係で、やっぱり事務局は塩漬けになっているような17年もたっているとか、もっとたっているか、今回のようなことが起きるわけけれども、それはさっきも連絡は密にやっていると、進捗状況をやっているとやっているけれども、農業委員の方も3年で交代しちゃうと、その後はやっぱり追っかけないんですよ。俺はたまたまこの件は分かっているんだけど、知っているんですね。その塩漬けになっているのは皆さんところはすぐデータは出るんですか。

それから、そのデータが出て、例えば5年を目標にするとか、それから10年たってまだ動きがないときは、これはさっき阿部さんが言われたように、元に戻すとか、そういうような規定みたいなものを暗黙の了解であるとか、それから、先ほど阿部さんが言われたように、これは許可しないで、元に戻したほうがいいんじゃない。1回白紙に戻した状況で審査したほうがいいんじゃないか、そういう質問が阿部さんのほうから出ているわけだから、それに対して事務局、どういうふうに答えますか。

事務局

まず確認に関しては定期的に行っています。特に、じゃ、2年に1回とか3年に1回とかという感じではなく、適宜、定期的に行っています。

さらに戻すというところの話なんですけれども、その関係はちょっと今ここではなかなかご回答ができないという状況で申し訳ないんですけど、これは県と確認しながら、現状、事務局のほうで把握している範囲で塩漬けという言い方で通させていただきますけれども、そういった案件に関しては、こちらで洗い出して、それに関しては県と少し相談させてもらって、どういった対応を取っていくかということは検討させていただければなと思っています。

以上です。

議 長

この件はやっぱりそれはどういうふうな考え方を持っておりますか。阿部さ

んは一旦は白紙に戻したらいいんじゃないかというご意見だったわけだから。

事務局 この件に関してはあくまで計画変更ということで、しっかりした資力の確認、今回で言うと譲受人の〇〇さんに関してはしっかりした建築の計画、家を建てるよというところを確認取れてますし、資力の問題も確認取れておりますので、こちらに関しては計画変更という形で進めさせていただければなと思うんです。あくまでも県の判断にはなりますけれども、みなかみ町農業委員会としては、この状況で県のほうに上げさせてもらえればなというふうに思っております。

議長 阿部さん、どうでしょうか。阿部さんの的にはこれは一旦白紙に戻して、もう1回やろうという再申請という格好を取りますか、それとも今、事務局が言われたように、〇〇さんのほうには問題がないと。これはできるんじゃないかということなんで、その辺で納得されますか、どうですか。

10番委員 今回の件につきましては、一応事務局のほうからそういう説明を受けているので、やむを得ないかなという気がしますけれども、今後もそういう形でまた出てくる可能性もありますので、ましてや農地を持たない方が農地を取得できるということになっていきますので、やっぱり建物とか何かをされたいというのは、要するに何年も先に使いたいわけじゃなくて、本来は要するに一、二年の間ぐらいにそういうものを、例えば住宅なら住宅を建てるということが前提でやることになるわけなんだろうから、何年も先というのは本来ちょっとおかしいんじゃないかという。そんなに早く転用をかける必要もないし。だから、もうちょっと期間が短縮されてもおかしくないんじゃないかという、そういう気はしますけどね。今後そういうことに対してもう少しちょっとシビアな考え方で対応していく必要もあるのかなという気がしますけれども、以上です。

議長 これ、例えば5年とか10年、5年ぐらいだな、普通はな。だから、それを内規で設けるかどうか、委員会で。難しいか。

事務局 ちょっと県との絡みも大いにある話なので、ちょっとそこはすみません、事務局のほうで、委員さん、皆様のおっしゃるとおりだと思いますので、それは貴重なご意見として県のほうにちょっと協議させてもらいながら運用のほうを再構築させていただければなと思いますので、あくまでも事務局としても県との連携というのは必須なので、県の意向もあると思うので、すみません、そこも含め、一旦ちょっと再検討させていただければなと思います。すみません。

議長 はい、分かりました。

15番委員 今の話でいくと、地方にある農業委員会というのは何のためにあるんですかね。県がオーケーなら、駄目なら、我々は何のために。

事務局 こちらの意見というところはやはり反映していただく必要性は大いにあると思うので、こちらの今回の話も含め、しっかりこういった意見があるけれどもというところはやっぱり私たちは調整しなきゃいけない役割だと思うので、事

務局として、それはしっかり県と協議をさせてもらうということなので、ちょっと。

15番委員　　こういう話俺が担当したところも出て、司法書士、行政書士が間に入ったんで、はっきりと土地転がしだろ、いや、そんなことはありません。次はちゃんとやりますと。次って、2回転がしているんだから、そういうことがあるから、これはもう絶対駄目だと思うんだ、本当は。だったら、元の人に返せと言うんですね。それをどうしたらいい。

12番委員　　ちょっといいですか。ちょっと疑問に思ったんですけども、12番の庭野です。

　　そもそもこの〇〇さんですか、この土地は相続して自分のものになったんですかね。買ってなったんですかね。

議　長　　買ったと思います。

12番委員　　じゃ、ちょっと疑問が出てきますよね。  
　　以上です。それだけちょっと疑問だったもので。難しいですよ。相続ならしょうがないけど。自分の土地だから。

事務局　　そうですね。

15番委員　　要するに農地を買って、そのまま農地で売っちゃっている。

12番委員　　それならまだいいけど。

15番委員　　その後、宅地にして売っちゃうとか、結局。

議　長　　あれは上は太陽光ですよ、土地は。

事務局　　上の太陽光はちょっと。多分太陽光の会社の所有の。

12番委員　　代々その土地を持っていたのならしょうがないけど。

15番委員　　だから、分からない。100万で買って200万で売っているかもしれない。

12番委員　　だから、ちょっと疑問に思います。

15番委員　　分からないですよ。

12番委員　　そこまで調べられない。

15番委員　　分からないですね。

12番委員　　だから、そこまでは農業委員は立ち入れないから。

- 事務局 過去の売買契約の契約書を添付してくださいという話はないので、さっき言ったように幾らで売ったか。現状幾らで売ったかというのは申し訳ないです、そこはちょっと確認は取れないんですけど。
- 12番委員 ここで話ししていても始まらないような気がするんだけど。
- 15番委員 県に聞けばいいんでしょう、だから。
- 議長 いや、おれんちの見解は、おれんちの見解で出さなくちゃいけませんね。
- 事務局 そうです。
- 議長 そうしたら、それは皆さんにこれからお諮りいたしますが。
- 12番委員 だから、何しろ疑問があるんですね。
- 事務局 そうですね。疑問いただいた話というのは事務局のほうでまとめさせてもらうと。
- 15番委員 じゃ、だからここで否決されればそれでおしまいです。
- 事務局 そうです。それとはまた別にさっきの話、今回の話に関しては事務局としても譲受人、〇〇さんに関しては資力だったり計画性というところはあるというふうに判断しております。そういった形、事務局のほうもご説明のほうをさせてもらったということなので、まずこれに関しては、また土地転がしとは少しちょっとその話はその話として、今回のこれに関しては資力、実行性はあるということで説明させてもらっている次第ですので、諮らせていただければなというふうに思います。
- 議長 ただいまの事務局の説明、それから、今後にこういうことが起きないように、皆さんの検討の勉強の授業料として認めるか、それともここで保留にするか、皆さんにお諮りをいたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。  
これ時間取れるの。もうちょっと申請者とお話できる。
- 6番委員 この件は許可でいい案件だと思いますけれども、既に許可が下りて、所有権移転が済んでいる登記が済んでいる。これを元の白紙に戻すということはできない。ただし、農地法4条・5条についての許可権者は町村の農業委員会には権利がない案件なんですね。県のほうももっと面積が大きくなれば県の許可ではなく、また審査して、国の段階に行くわけなんで、その法律に基づいた申請によって出された案件ですから、その案件が申請要件を満たしていれば許可を出さざるを得ないわけですね。それで、今資金調達の話も、銀行に言えば幾らでも出すので、融資でですね。だから、それをうそだろうというふうに事務局のほうで言えないと思うんです。裏ではこの融資証明によって貸付けはできませんという裏があると思うんですけれども、でも、正式に融資証明が出れば、その辺を信用せざるを得ない。本当は金ないんだろうとは言えないですね。

だから、書類はきちんとしたものが整っていれば、許可を出さざるを得ない。ほかの農地に特別な影響がない限りは許可だという意見を農業委員会は出さざるを得ないんじゃないかと思えますけれども。

議 長

ありがとうございます。

今の青柳さんのことも含めて、それから皆さんまだ疑問に、ちょっと腑に落ちないなという感じはあるかもしれませんが、皆さんにお諮りいたします。

この案件を許可相当としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可相当と決定いたします。

今後の課題、皆さんがご意見出してくれたので、事務局一生懸命やっていただけと思っています。

続きまして、議案第32号 農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局

7ページをお開きください。

議案第32号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)。次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田の使用貸借の通年704㎡、利用権存続期間5年、704㎡、合計は704㎡です。貸し手は1戸、借り手も1戸でございます。

9ページに総括表がございますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

事務局よりご説明いただきました。ありがとうございました。

ただいまのご説明について皆さんのほうからご意見がありましたらお願いいたします。

ないようですので、承認といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

承認といたします。

議案第33号 農地に該当しないことの証明願について、事務局よりご説明がございました。

事務局

10ページをお開きください。

議案第33号 農地に該当しないことの証明願について。

農地法の運用についての規定に基づき、証明願があったので、農地法第2条第1項に規定する農地でないことの判断を求める。

1、別紙調書に記載のとおり、次のページをお開きください。  
◇（議案書・番号1、朗読説明）  
以上、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局よりご説明いただきました。  
これにつきまして、担当委員さんのほうに調査報告をお願いしてございますので、ここでお願いいたします。

13番委員 13番、〇〇担当の阿部です。よろしくお願いいたします。  
農地に該当しないことの証明願に係る調査結果についてご報告いたします。  
8月31日に申請者と一緒に調査いたしました。申請地は〇〇から西へ1.5 km、〇〇部落の入り口のところです。現況は以前梅の栽培をした木が残っておりますが、急傾斜地で一部山林化しており、農業機械での耕地作業は困難で無理と思われます。このままでは復元はもとより、継続維持や管理等は非常に難しいと思われます。そのほかに想定される懸案事項は見当たりませんでした。  
以上、よろしく審議をお願いしたいと思います。

議 長 ありがとうございます。  
ただいまの説明を受けまして、皆様のほうからのご質疑ありましたらお願いいたします。  
（「ちょっといいですか」の声）  
どうぞ。

10番委員 この現況写真みたいのはあるんですか。

事務局 現地で撮ってきたんですけども、ちょっとすみません、段取り不十分で、データはあるんですけども、ちょっと今ここには入っていない状況です。すみません。

10番委員 もうほとんど山林化しているということですかね。

13番委員 一部梅の木が残っているんですけども、もう上のほうは山林化しているので、とても急傾斜地で。

10番委員 分かりました。

12番委員 だから、あの写真よりひどい。

13番委員 平地でいいように見えるんだけど、急傾斜地で。

3番委員 周辺はどのなの。

13番委員 周辺はあまり、平らのように見えるんですけども、非常に急傾斜地です。奥平部落は。あのカーブの具合を見ても分かると思うんですけども、相当な

急なところ。

事務局 ちょっと今用意できるかなと。

6番委員 事務局も見てるのか。

事務局 私も見に行っています。

12番委員 冬は四駆じゃなくちゃ上れない。

議長 すみません、暫時休憩ということで、休憩を取ります。  
(休憩)  
それでは、これより会議を続けます。  
写真を今入れてくれたのかな。  
(「はい」の声)  
これでいかがでしょうか。  
ご質問がございましたらお願いいたします。  
(「ありません」の声)  
では、皆さんにお諮りいたします。  
非農地として農地から外してもよろしいでしょうか、いかがでしょうか。  
(「はい」の声)  
では、農地から非農地判定とさせていただきます。  
その他の項に移りたいと思います。  
皆さんのほうからご意見ございましたら、その他のほうでお願いいたします。  
大変失礼いたしました。  
5番の協議事項・報告事項に入らせていただきます。  
(1) 制限除外の農地等異動通知書について、事務局より報告がございます。

事務局 すみません、そうしたら12ページをお開きください。  
協議事項・報告事項1、制限除外の農地等異動通知書について。  
農地法第5条第1項各号による届出について報告いたします。  
◇(議案書・番号1、朗読説明)  
以上、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございました。  
これは道路をつくりたいということなんではないですかね。

事務局 はい、そうです。道路。

議長 それで、これは公共事業に関わることですが、制限除外というのは。

事務局 公的な事業に関して、事前に事業を実施するということで報告、届出いただくという形です。

議長 届出だけで済むということですか、これになると。

事務局 はい。

議長 はい、分かりました。  
皆さんのほうからご質問、ご意見あったらお願いいたします。  
（「なし」の声）  
では、これは今皆さん、分かりましたか、場所的には。

議長 そうです。そこですね。

15番委員 広がって……

議長 カーブしてるところでしょう。真っすぐにするんですか。

事務局 十字というか何というんですか。

議長 ○○に入る踏切の、株式会社○○のところのあそこの信号で。

事務局 ○○。

議長 そうそう、○○のね。

事務局 そうです。

2番委員 ○○の。

議長 そうです。

2番委員 カーブのところ。

議長 あそこら辺ですね。

2番委員 ○○さんの家があそこなので。

議長 出ました。

15番委員 あそこが○○なのかな。

2番委員 あそこから○○。

議長 どの辺だ。

事務局 ここら辺のイメージなんですけれども。すみません、ちょっと資料が。

議長 違うな。だから、これが真っすぐになるんじゃないか。これは。

- 2番委員      ○○の土場のところだっけ。そのところは。
- 議 長      だから、これでしょう。これを真っすぐ行く感じで。
- 2番委員      あそこの○○を一時停止して、こうなっている。それを真っすぐにする。
- 議 長      多分そんな感じだな。
- 15番委員      上から見て一時停止になっている。
- 2番委員      ○○のほうから来るでしょ、○○ずっと。
- 議 長      これでしょう。
- 2番委員      ○○のところの土場のところで一時停止して、それを左に曲がるあれが今度真っすぐになるんじゃないか。
- 議 長      これがつながるんでしょう。
- 2番委員      俺がちょっとこんなに出しゃばってちゃっているけれども、ここが○○のところで、ここからこれがこうなる。
- 15番委員      ○○のところから真っすぐになるのか。
- 2番委員      これが○○を○○のほうから来て、ここが一時停止で、それを左へ行って○○。くびれているんですね、あそこは。多分そうだと思いますよ。だから、あそこは真っすぐになるんじゃないかなと思うんだよ。
- 議 長      地元にながらなかなかなかちょっと把握しておりませんでした。分かりました。
- 2番委員      だけど、あそこをこの間とかも結構前に測量してて、始まるんだなと。多分そうだと思います。
- 議 長      先ほど事務局が説明していただいたように、道路敷なんで、報告事項だけだそうなので、皆様方にはご承知おきいただければと思っております。  
大変失礼いたしました。6番、その他に移らせていただきます。  
皆さんのほうからその他でご意見がある場合は挙手をお願いいたします。  
ないようですので、事務局、何かご用意がございますか。  
(「特にありません」の声)  
以上をもちまして本日の議事、報告事項を全てを終了いたしたいと思っております。  
ありがとうございました。
- 閉 会      みなかみ町農業委員会職務代理高橋品子閉会を宣す。

〔午後2時44分〕